

平成 30 年 5 月 12 日作成

平成 30 年 7 月 18 日更新

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

2018 年対策 旅行業務取扱管理者試験
標準トレーニング問題集 2. 旅行業法・約款
改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

・2018 年対策 旅行業務取扱管理者試験

標準トレーニング問題集 2. 旅行業法・約款 10 版 (平成 30 年 2 月 9 日発行)

ISBN 978-4-86486-525-8

改訂内容

【運送約款及び宿泊約款トレーニング問題集 Lesson2 国内航空運送約款】

上記教材におけるANA（全日本空輸）の国内航空運送約款の改正（6月20日から適用）による改訂でございます。（下線部分が改正点）

頁	内 容
旅行業法・約款トレーニング問題集 解答・解説集 73ページ 国内航空運送約款 〔問31〕 選択肢 a .	(改正前) a . 誤り。旅客運賃又は料金の払戻しを、当該航空券又は航空引換証と交換にその有効期間満了後の翌日から起算して“10 日以内”に限り行う。 ↓ (改正後) a . 誤り。旅客運賃又は料金の払戻しを、当該航空券又は航空引換証と交換にその有効期間満了後の翌日から起算して“10 日以内 <u>(全日本空輸の場合は 30 日以内)</u> ”に限り行う。

<p>旅行業法・約款トレーニング問題集 解答・解説集 74ページ 国内航空運送約款 〔問33〕 選択肢 c.</p>	<p>(改正前) 誤り。航空券で予約事項に搭乗予定便が含まれないものの有効期間は、航空券の発行の日の翌日から起算して“1年間(全日本空輸の場合は90日間)”である。</p> <p>↓</p> <p>(改正後) 誤り。航空券で予約事項に搭乗予定便が含まれないものの有効期間は、航空券の発行の日の翌日から起算して“1年間(全日本空輸の場合も<u>1年間</u>)”である。</p>
------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【旅行業法トレーニング問題集 Lesson4 営業保証金制度】

＜※「旅行業法トレーニング問題集」の「P16〔問32〕」は、改正(4月1日から施行)に伴い不成立となりますので、「削除」ください。>(下線部分が改正点になります。)

改正点のポイントは以下となります。

1. 地域限定旅行業者の営業保証金の最低額が、100万円(取引額が5,000万円未満の場合)から、15万円(取引額が400万円未満の場合)になりました。
2. 第1種旅行業者の営業保証金の供託額につきまして、“従来の営業保証金の額の別表が別表第1”とする営業保証金の額となり、“新たに定められた別表第2”の営業保証金の額を“加算”したものが、第1種旅行業者の営業保証金の供託額となりました。

【第1種旅行業者の営業保証金の額＝別表第1(従来)＋別表第2(新規)】

別表第1

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額	営業保証金の額			
	第1種	第2種	第3種	地域限定
400万円未満	7,000万円	1,100万円	300万円	<u>15万円</u>
400万円以上 5,000万円未満	7,000万円	1,100万円	300万円	100万円
5,000万円以上 2億円未満	7,000万円	1,100万円	300万円	300万円
2億円以上 4億円未満	7,000万円	1,100万円	450万円	450万円
4億円以上 7億円未満	7,000万円	1,100万円	750万円	750万円
7億円以上 10億円未満	7,000万円	1,300万円	900万円	900万円
10億円以上 15億円未満	7,000万円	1,400万円	1,000万円	1,000万円
15億円以上 20億円未満	7,000万円	1,500万円	1,100万円	1,100万円
20億円以上 30億円未満	7,000万円	1,600万円	1,200万円	1,200万円

30 億円以上	40 億円未満	7,000 万円	1,800 万円	1,300 万円	1,300 万円
40 億円以上	50 億円未満	7,000 万円	1,900 万円	1,400 万円	1,400 万円
50 億円以上	60 億円未満	7,000 万円	2,300 万円	1,600 万円	1,600 万円
60 億円以上	70 億円未満	7,000 万円	2,700 万円	1,900 万円	1,900 万円
70 億円以上	80 億円未満	8,000 万円	3,000 万円	2,200 万円	2,200 万円
80 億円以上	150 億円未満	10,000 万円	3,800 万円	2,700 万円	2,700 万円
150 億円以上	300 億円未満	12,000 万円	4,600 万円	3,200 万円	3,200 万円
300 億円以上	500 億円未満	13,000 万円	4,800 万円	3,400 万円	3,400 万円
500 億円以上	700 億円未満	14,000 万円	5,300 万円	3,800 万円	3,800 万円
700 億円以上	1,000 億円未満	15,000 万円	5,500 万円	4,000 万円	4,000 万円
1,000 億円以上	1,500 億円未満	16,000 万円	6,000 万円	4,300 万円	4,300 万円
1,500 億円以上	2,000 億円未満	18,000 万円	6,600 万円	4,700 万円	4,700 万円
2,000 億円以上	3,000 億円未満	20,000 万円	7,600 万円	5,400 万円	5,400 万円
3,000 億円以上	4,000 億円未満	25,000 万円	9,200 万円	6,600 万円	6,600 万円
4,000 億円以上	5,000 億円未満	30,000 万円	11,000 万円	7,900 万円	7,900 万円
5,000 億円以上	1 兆円未満	35,000 万円	13,000 万円	9,300 万円	9,300 万円
1 兆円以上	2 兆円未満	45,000 万円	17,000 万円	12,000 万円	12,000 万円
2 兆円以上	1 兆円につき	10,000 万円	3,000 万円	2,500 万円	2,500 万円

別表第2

<u>前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額のうち、本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)に係るもの</u>	<u>営業保証金の額</u>	
8 億円未満	<u>0 円</u>	
8 億円以上	9 億円未満	<u>900 万円</u>
9 億円以上	15 億円未満	<u>1,100 万円</u>
15 億円以上	35 億円未満	<u>1,300 万円</u>
35 億円以上	55 億円未満	<u>1,500 万円</u>
55 億円以上	75 億円未満	<u>1,600 万円</u>
75 億円以上	110 億円未満	<u>1,700 万円</u>
110 億円以上	160 億円未満	<u>1,800 万円</u>
160 億円以上	220 億円未満	<u>2,000 万円</u>
220 億円以上	330 億円未満	<u>2,200 万円</u>

<u>330 億円以上</u>	<u>440 億円未満</u>	<u>2,800 万円</u>
<u>440 億円以上</u>	<u>550 億円未満</u>	<u>3,400 万円</u>
<u>550 億円以上</u>	<u>1,000 億円未満</u>	<u>3,900 万円</u>
<u>1,000 億円以上</u>	<u>2,100 億円未満</u>	<u>5,000 万円</u>
<u>2,100 億円以上</u>	<u>1,000 億円につき</u>	<u>1,100 万円</u>

※弁済業務保証金分担金の額は、上記の別表第1と別表第2の営業保証金の額の
5分の1相当額である。

以 上